

## 平成30年度第1回指定管理者選定委員会会議録（要旨）

●開催日時 平成30年6月13日（水） 午前10時開会 午前11時16分閉会

●開催場所 別館3階特別会議室

○事務局 配布資料の確認。レジュメ、各施設の概要調書と関係資料（太陽の広場、さくらの里農産物直売所、ハーモニーホール、市民図書館、体育文化センターほか体育施設）。

○委員長 今年度をもって3課が所管する12の施設の指定管理期間が満了するというところで、本日は来年度以降の指定管理について、それぞれの所管課からの提案理由の説明を受けていきたい。

○委員長 レジュメに沿って進めていく。議題1、今年度指定管理者の候補者を選定する施設について、介護保険課から説明をお願いしたい。

○介護保険課 施設名称は太陽の広場。現在、運営は中間市老人クラブ連合会に指定管理をしている。この施設は平成6年に設置され、平成6年より、同連合会に委託で運営をしてもらっており、平成17年度からは指定管理で運営を行っている。利用時間は、ゲートボール場が朝7時から午後6時まで、集会所については午後9時まで設定されている。使用料は、ゲートボール場が無料。集会所は1時間当たり420円。その他に空調利用料として1時間210円を徴収している。施設の内容はゲートボール場が6面、集会所が1棟、トイレが1棟。運営費は、現在、指定管理料として年間150万円を市の方に支出している。それと施設利用料として入った収入分だけで指定管理者が運営を行う。平成29年度は150万円と使用料が5千円なので150万5千円となっている。利用状況は、平成25年度が7,676人、平成29年度5,173人と、2,500人近く減っているが、これは担当者が変わったことにより、カウントのやり方を変えたということ。つまり、平成29年度までの担当者は施設への申込みした人以外のキャッチボールや散歩をしている方も、目についた方はその日の利用者ということでカウントしていた。27年からは担当者が変わったので、台帳に記載されている人数だけを市の方に報告するようになり、2,000人から3,000人の誤差が出ているが、実際はおそらく8,000人くらいの利用者がある。収入状況については、市の方から150万円の委託料と使用料という形。6番の指標のうち、1人当たりの利用者のコストは、収入の150万5千円を延べ人数で割った金額で1人291円。開館当たりの1日のコストとしては150万5千円を365日で割った4,123円が29年度の実績。また、民間参入可能性度チェックについては、①民間事業者等に委ねることで、利用者のニーズに合ったサービス内容の充実が図れるので丸としている。②民間事業者に委ねることでコスト削減が図ることが可能であるかということも丸にしている。これについては、朝7時から夜の9時まで常時1人の老人クラブ連合会の会員が管理者として働いている。だいたい3つのシフトに分けており、朝の7時から午後1時までが2名体制、12時から17時までが1人、17時から21時までが1人ということで、それぞれ日当ではないが1,250円支払っている。この場合やはり市の方で直営となると、このような1時間当たり250円くらいの金額で雇うことは不可能であるし、光熱水費や草刈りなどもこの150万円の委託料で賄ってもらっているので、コスト削減が図られるということで丸としている。③利用の平等性、公平性などは行政でなくても確保できるということで丸にしている。④類似する同等

のサービスを提供する民間事業者がいるかというところについては、自治会連合会なども同じような業務を担うことは可能だとは思っている。⑤施設が提供するサービスの専門性、特殊性など民間事業者の運営が可能であるかということだが、今現在やっているので可能であるということで丸とした。⑥税負担ではなく使用料、利用料金により運営を行うことが可能かというところは、やはり施設利用料なども少額なのでバツということにしている。続いて8番、今回公募を行わないときはその理由を具体的に書くということだが、ひとつ目としては、当連合会は平成6年の開設当時より市内各単位老人クラブの連携を図り、その発展を促すとともに高齢者の生きがいの活動拠点としてこの施設を交流の場とし、地域社会における老人福祉の増進に寄与してきたこと。ふたつ目としては、当施設の利用者の中心がゲートボール、グラウンドゴルフなので、高齢者が利用するのが主であるということ。みつ目目に当該制度導入後、本市の指導のもと経営効率に努めており、本市の支出も、平成17年度指定管理者制度始まってからは184万円だったところを現在は150万円までに経費を抑制していること。最後に、本市が取り組む高齢者支援事業において、中間市老人クラブ連合会の協力発展が必要であり、高齢者の孤立化などの問題を改善する上で、高齢者の集いの場として必要と考えていることとしている。続いて9、公募を行わず指定する期間としては、5年と考えている。現在4年が経過しているが、特に大きな問題点がなかったので、引き続き5年を指定管理期間と考えている。最後になるが、次回の指定については、先ほどの理由により公募しないということ、介護保険課としては考えている。

○委員 長 確認なのだが、太陽の広場については公募によらず、引き続き老人クラブ連合会に再指定することとし、指定期間は5年間で交渉していきたいということか。

○介護保険課 はい。

○委員 長 それではただ今の原課の説明に対し、何か質問や意見は。

○委員 市の負担金だが、毎年150万円ということで、これはもう定額ということか。

○介護保険課 はい、そうです。

○委員 概要調書の5番の収支状況のところ、収支差額が平成26年度以降毎年マイナス150万円なのだが、上の収入や支出を見ていたら数字が変わる中で、収支差額だけが毎年同じ金額というのはいり得るのか。

○介護保険課 市老連の方には、収入に見合った運営をお願いしますと指導している。150万円とその収入、150万円と歳入に見合った額で運営をしてくれということのうちの方はお願いしている。

○委員 29年度の使用料がたった5,000円。5年前は10万とかあった分がたった5,000円しかないということが、急にそういうふうになるのか。

○介護保険課 25年度の10万円から昨年度の5,000円に、対比するとかなり使用料収入が激減しているが、この原因に関しては、市老連に確認したところ、この集会所の利用自体は理事会や市老連単体での利用がされているということであったが、本来であれば使用料収入としてここに上がってくるべきものが上がってきていない、要するに利用としてはされているけれども市老連からの収入としてこちらの方には計上されていないという状況のようである。この件に関しては私どもの方から重々市老連の方に指導させてもらった。

○委員 私もちょうきに引き続きしてもらうことには賛成であるので、その辺の数字のところだけしっかり監視しておいてもらいたい。

- 委員長 その他何か。
- 委員 4番目の利用者状況のところ、26年度まではすべての人をカウントしていたと。27年度からは実際に対象記入者ということで、実質の分をカウントされてあるということだが、実際にこの利用者というか、どういう団体が利用しているのか。
- 介護保険課 個人の方です。
- 委員 個人の方…。
- 介護保険課 内訳が必要ということか。
- 委員 内訳ではなく、団体名などがあれば。障害者団体などが利用しているのかを聞きたい。
- 介護保険課 障害者団体まではちょっとつかめていないが、利用となるとやはり各地区の老人クラブの方々がゲートボール等で利用している。また集会所等については会議等で、主に市老連の会議で使われている人数のカウントの積み上げである。
- 委員 なぜ障害者団体かという、以前私が介護保険課にいたときに、補助金で400万くらい出して障害者団体も利用できるよということであそこを改修した経緯がある。その時に、この分については障害者団体も利用できるような形で改修するのだという話はした記憶がある。それでトイレや玄関先のアプローチを車いすでも通れるような形に改修したと思うので、その後利用があっているのかと思って。
- 委員長 あってないということか。
- 介護保険課 確認は今できてない。
- 委員長 それでは次の会議のときに。今説明聞くと、民間参入も可能だが、高齢者支援事業の一環として引き続きこの老人クラブ連合会に再委託したいということ。そして5年間という期間になっているが、一方ではこの公共施設総合管理計画というのが策定されている。この中で多目的広場については早急な対応が必要だという指摘が出ており、「利用者視点からも管理者視点からも評価は低く、用途廃止も検討に含み早急に何らかの対応が必要な施設である」という内容になっている。それで32年度までに個別計画を策定するようになっているので、これを5年間とすると、そこの整合性がちょっと取れないのかなという気がする。ここで結論出さなくてもいいのだが、元課とすれば5年計画でやりたいということだが、その辺、公共施設総合管理計画との整合も含めたところで、委員には考えてもらいたい。それで委員の皆さまはただ今の説明とこの資料等を持って帰っていただき、そして次回の委員会を考えを述べていただきたいと思います。多目的広場についてはこれで終わる。
- 委員長 続いて産業振興課の方から説明をお願いします。
- 産業振興課 概要調書に沿って説明する。施設名称は中間市さくらの里農産物直売所。設置年、建築年は平成23年。運営主体は、一般社団法人新鮮市場さくら館。敷地面積は、建物延床面積438.81㎡。設置の目的は、中間市農産物直売所設置条例及び管理に関する条例。営業時間、店休日については9時から18時30分で、店休日は火曜日。使用料としては年額200万円定額。施設概要としては、中間市及び近郊における地場農産物を中心に販売する直売所。2、建設費については、建設費総額は8,623万8千円。主な財源は国庫支出金まちづくり交付金として2,207万6千円、産炭助成金として2,860万5千円。起債額は3,120万。年度末起債残高は2,982万7千円。3、運営費については平成29年度は維持管理費事務費含めて1,603万3千円、人件費1,610万9千円、合計3,214万2千円、償還額23万2千円、支出合計は3,237万4千円。人員配置につ

いては、正社員3名、パート従業員10名の13名。4、利用状況については、平成29年度は、延べ利用人数206,817人、営業日数311日、年間売上げ2億7,725万5千円、利益率12.31%、年間売上利益3,413万円。5、収支状況については、現理事体制になり、平成28年度からは中間市へ寄付金200万円が出されており、それを運営費の方に含んだ数値として出ているが、平成28年度はマイナス79万5千円、平成29年度はプラス175万6千円。6、指標については、平成29年度は営業日1日当たりのコスト10万3千円、営業日1日当たりの売上利益11万。続いて民間参入可能性度チェックについては、1、民間事業者に委ねることで、利用ニーズに合った開館日、開館時間の拡大などサービス利用の充実や民間事業者のノウハウの活用が期待できる、これは丸にしている。2、民間事業者に委ねることでコスト削減を図ることができる可能性がある、こちらも丸にしている。3、利用の平等性、公平性など秘密の保持等について、行政でなければ確保できない明確な理由がない、こちらも有にしている。4、類似同等のサービスを提供する民間事業者が存在する、こちらも有にしているが極少ないとみている。5、施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等の運営が可能である、こちらは有でこれは必須としている。6、税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うことが可能な施設である、こちらも直売所なので有にしている。続いて8、今回公募を行わないときはその具体的な理由ということだが、スーパー等の量販店の商品は業者からの仕入れ品の販売が中心であることに対し、直売所の商品は、主として地元産野菜や果物の販売が中心であることから、生産者農家との信頼関係が重要となり、両者の販売形態は全く異なっている。このことから直売所の指定管理者となり得る類似の民間事業者は限られており、当施設が農産物直売所であるという趣旨からも、民間事業者が有する固有ノウハウにより管理運営することが最良であることは当然であることに加え、今後も当該施設は指定管理料の支払いが想定されない場合に該当すると思慮されることから、公募によらない指定管理者の候補者として選定することが適当であると考えられる。続いて9、公募を行わず指定する期間だが5年間としている。その理由としては、現在指定管理を行っている法人は平成28年から現理事体制となり、現在は2期目となっており、赤字から黒字に転じる業績を上げている。また平成29年度には通常の施設使用料に加え200万円の余剰金を市に寄付を行うなど実績があることから、現体制にて安定した経営の持続が見込まれる。よって今後も売り上げ増加すなわち利用者のニーズに即した運営に努めるとともに、安定経営が効果的に行える期間として指定管理期間については5年間としたい。10、次回の指定については公募しないとしている。その理由については今回公募を行わない理由に加え、今後においても同様の指定管理者となり得る民間事業者の参入の可能性が極めて低いためとしている。

○委員長 確認だが、さくらの里農産物直売所については公募によらず、引き続き一般社団法人新鮮市場さくら館に再指定することとし、指定期間は5年間ということで臨みたいということか。

○産業振興課 はい。

○委員長 はい、わかりました。それではただ今の原課の説明に対して何か質問等があれば。

○委員 9の公募を行わず指定する期間5年間というところの理由の中に、施設使用料に加え200万円の余剰金を市に寄付ということだが、通常の施設使用料というのは年間どのくらいになるのか。

○産業振興課 200万円です。

○委員 通常の使用料が200万円と、また別に200万円寄附いただいているということか。

○産業振興課 はい。

○委員長 このさくら館の件については、次回の委員会の中で皆さんの考えを述べていただき取りまとめていきたい。それではさくら館はこの辺で終わる。

○委員長 それでは最後になるが、生涯学習課の方からの説明をお願いしたい。

○生涯学習課 市民会館、市民図書館、社会体育施設については、市民会館設立の平成8年から公益財団法人中間市文化振興財団に管理を委託してきている。そして平成18年度指定管理者制度導入により、市民会館は公益財団法人中間市文化振興財団を指定管理者としており、平成20年度から3年間、23年度から3年間、26年度から5年間、平成18年度から数えて、今回5回目の指定管理の選定ということになる。市民会館については平成8年に市民の教育文化活動の支援を図り、もって豊かな文化を育み、感性あふれる人づくりを通じて、文化が薫るまちづくりに寄与するということを目的に設置された。運営費については償還費用等を含めて平成26年度3億9,262万3千円、平成27年度3億8,928万1千円、平成28年度4億546万2千円、平成29年度3億9,163万2千円となっている。人件費は5,800万円から6,300万円で推移している。人員配置は平成26年度17名、27年度及び28年度15名、平成29年度14名。利用状況は平成26年度116,802人、平成27年度125,479人、平成28年度126,384人、平成29年度118,885人。年間使用料等収入は、平成3,522万8千円、平成27年度3,629万4千円、平成28年度4,717万1千円、平成29年度4,098万3千円。収支状況として収支差額は平成26年度3億5,739万5千円、平成27年度3億5,298万7千円、平成28年度3億5,829万1千円、平成29年度3億5,064万9千円の赤字となっており、指定管理料は平成26年度1億960万円、平成27年度1億960万円、平成28年度1億810万円、平成29年度1億460万円。民間参入可能性度チェックについては、1番から5番については該当、6番については非該当。平成31年度以降の指定管理については非公募で選定したい。理由としては、市民会館の運営の専門性ということで平成8年から文化振興財団に委託していることから、中核となる大小ホールや舞台演出等の要望に応えるためにも設置機器等に非常に専門性の高い操作技術や経験が必要となる。これらについては外部業者に再委託されているが、仕様書に基づく業務の監督管理においても専門的知識が不可欠であり、今後についても継続して財団の職員を教育し、専門性の高い技術等に精通した職員を育てていきたいと考えている。また、設立後21年が経過しており、経年劣化等による補修、修繕等があるが、経費削減により、予算の範囲内で自主財源による修繕にも取り組んできている。また指定管理料については、平成18年度以降行財政改革に基づく経費削減の協力を得ており、平成26年度の1億960万円から、平成29年度は1億460万円、平成30年度は9,960万円と、平成26年度と比較して9%の減額をしている。また地域等との連携ということで、市民の教育文化活動の支援を図り、豊かな文化を育み感性あふれる人づくりをテーマに事業展開をしており、毎年10万人以上がハーモニーホールを利用している。自主事業としても、鑑賞型事業、普及型事業を実施している。鑑賞型事業としてはクラシック音楽、演劇、映画、普及啓発事業としては小学校を対象とした地域交流出前事業等、育成型事業としても、フリーマーケットや地域活性化を目的とした囲碁大

会等20事業を実施し、市民の文化意識の向上に貢献している。また、中間市文化団体連合会、20分野71団体の事務局を担当し、中間市文化団体連合会と連携した文化祭や発表会の実施、市民が気軽に参加できるコンサートの実施など地域住民が芸術文化活動に触れる機会の提供に努めている。以上のことにより、長年の経営で利用者の要望に応える経験により、円滑な運営がされていると考えている。指定管理料の削減についても平成26年度以降9%の減額がなされており、市民が親しみやすい文化活動を通じて芸術文化活動の活性化に取り組み、さらに本市における芸術文化活動の拠点となっているなかまハーモニーホールについては公益性を重視した管理者による運営が望まれることから、公募によらない指定管理候補者として公益財団法人中間市文化振興財団を考えている。

○委員長 図書館はどうか。

○生涯学習課 市民図書館は平成25年度までは人的な部分を公益財団法人中間市文化振興財団に指定管理をしていたが、平成26年度から民間手法を取り入れた、管理運営すべてを公募による指定管理候補者の選定を実施している。市民図書館は昭和60年5月に市民の文化教養を図ることを目的に設置された。運営費は平成23年度に大規模な増改修工事を実施しており、償還費等を含めて平成26年度〇〇〇円、平成27年度〇〇〇円、平成28年度〇〇〇円、平成29年度〇〇〇円。人件費は〇〇〇円から〇〇〇円で推移している。人員配置は平成26年度及び27年度10名、平成28年度及び平成29年度12名。利用状況は平成26年度41,402人、平成27年度44,393人、平成28年度46,709人、平成29年度47,141人。年間の使用料収入は平成26年度11万円、平成27年度11万9千円、平成28年度9万7千円、平成29年度7万2千円。収支状況として、収支差額は平成26年度〇〇〇円、平成27年度〇〇〇円、平成28年度〇〇〇円、平成29年度〇〇〇円の赤字となっており、指定管理料は平成26年度から平成29年度まで〇〇〇円となっている。資料の1をご覧ください。指定管理導入の有無について、市民サービスの向上については、入館者数、利用者数、貸出冊数とも平成25年度と比較し、入館者数15,400人、利用者数約5,700人、貸出冊数約24,000冊といずれも増加している。市経費の削減については、平成25年度と比較し、わずかではあるが経費の削減が図れている。経営の安定性の確保については、平成26年度から指定管理期間内において利益が少ないものの黒字運営が行われている。以上のことから市民サービスの向上及び市の経費削減が図れ、業者についても経営の安定化がなされたことから、今回の管理運営について、公募による指定管理候補者の選定を提案したい。資料の2をご覧ください。指定する期間及び指定管理者の候補者選定について。平成31年度から指定管理期間については、平成28年度策定された中間市公共施設総合管理計画に基づき、市民図書館についても協議、検討を進めていくこととしているが、同計画において維持保全の方向が示されており、今後も維持保全を基本に管理運営を図っていく施設であることから、今回指定管理期間を5年とする提案をさせてもらおう。

○委員長 続いて体育施設。

○生涯学習課 指定管理者は平成26年度から中間市体育協会・ミズノグループが指定を受けて管理運営を行っている。社会体育施設は体育文化センター、仰木彬記念球場、ジョイパルテニス場、屋島庭球場、武道場、弓道場、幼児用プール、遠賀川河川敷グラウンドの8施設となり、市民の健康増進とスポーツの振興を図る目的として設置されている。償還金を含め

た8施設全体の運営費については、平成27年度8,101万4千円、28年度8,083万3千円、平成29年度7,154万6千円。27年度以降の人員配置は、それぞれ13人。利用状況は、平成27年度182,567人、28年度188,346人、29年度186,383人。使用料などの収入は、平成27年度2,164万円、28年度2,218万円、29年度2,192万円。収支状況については、指定管理料を除き償還金を含む数字となるが、平成27年度でマイナス5,937万円、平成28年度マイナス5,865万3千円、29年度4,962万6千円の赤字。指定管理料は、平成27年度4,801万1千円、28年度も同じ金額、29年度は少し減額して4,670万9千円。なお、それぞれ各施設の概要調書も添付しているが、時間も限られているので説明の方は割愛をさせてもらおう。続いて平成31年度からの指定管理者の選定方法については、非公募で行いたい。理由は、次のページの概要調書8の欄に記載をしている。1、社会体育施設の特性について、当市の社会体育施設は規模が小さいため大規模イベントの開催は困難であり、利用者の多くは市民を含む地域住民となっている。このため、施設運営に当たっては、地域密着型であることや、市民との良好な関係を維持しながら運営を行えることが重要である。2、中間市体育協会の地域密着性について、中間市体育協会は、スポーツによる健康増進、体力向上、青少年の健全育成を通じて明るい住みよいまちづくりに寄与することを目的として設立されており、本市のスポーツ振興を推進する上で必要不可欠な団体である。同協会の活動は、年間に13のスポーツ大会を同協会加盟の市内競技団体と共同して計画、開催しており、地域ネットワークを活用したイベントを開催することでスポーツを通じて地域コミュニティの醸成へ貢献している。また、老人クラブ連合会、地区公民館等の地域団体からの要望に応じてスポーツ指導等を行い、さらには日常的に施設利用者に声がけし、コミュニケーションを図るなど、スポーツ以外の側面からも市民にとって親しみやすい環境整備に努めている。3、ミズノグループによる専門性について、近隣自治体の中には当該自治体の体育協会を指定管理者に選定し、管理運営を行っている自治体もあるが、スポーツ振興に係る自主事業の実施状況をはじめ、施設の専門的な管理運営についても決して満足できるものではないということである。平成30年3月には体育協会を指定管理者に選定している近隣自治体で体育協会の内部問題が発生し、当該自治体は30年3月に指定管理の取り消しの処分を行っている。また、今後の施設運営については、利益創出は重要な運営課題の1つであり、民間の利益創出の指向性を積極的に活用するノウハウやスキル、創意工夫を引き出し、サービスの向上や経費削減を図っていく必要がある。現在、ミズノグループによる全国スポーツ施設の管理運営実績は160件を超えており、全国的なネットワークを背景とした安定的な運営に加えながら、イベントや各種スポーツ教室の開催など、総合スポーツ企業としての特性を發揮し、長年培ってきたネットワークを駆使して本市施設の発展及びスポーツの振興に寄与できるものと考えている。このように、中間市体育協会とミズノグループは、体育協会の地域密着性とミズノグループの専門的な施設管理及びスポーツ振興に係るソフト事業の実施など、それぞれの強みを活かした施設運営を行うことが可能である。このことから、今後も中間市体育協会・ミズノグループが引き続き管理運営を行うことが最適であると考え、公募によらない指定管理者ということで提案させてもらった。続いて別冊の資料1をご覧ください。これは平成29年度の体育文化センター、ジョイパルなかま庭球場、中間仰木彬記念球場の市内・市外別の利用状況になるが、右側の割合の欄をご覧ください。3施設ともに市内の利用件数が8割

を超えており、市民にとって身近な施設となっている。このことから施設運営に当たっては地域密着型であり市民と良好な関係を維持しながら運営を行うことが重要と考えている。続いて資料3は指定管理料全体の積算となっている。なお自主事業については、これは指定管理者の自己の財源で実施することとなっており、指定管理料の積算には含まないので、今回自主事業に係る収入・支出の方は計上はしてない。続いて次ページの資料4をご覧ください。こちらは平成25年度から29年度までの収支決算書になる。なお25年度は中間市文化振興財団による指定管理になり、当該指定管理料は当時、財団が管理していたハーモニーホール、それから図書館と按分した金額となっている。概要を少し説明すると、収入の主なものは、指定管理料、施設利用料、自主事業収入及び物販収入になる。自主事業収入は、指定管理者が実施する卓球教室、それからテニス教室、その他主催大会イベントによる収入になっている。物販収入については、ミズノスポーツ用品の販売収入になる。続いて、支出の主なものは、人件費、光熱水費、維持管理費になる。26年度以降の人件費は、こちらの方はミズノグループの職員のみの人件費ということになっている。光熱水費は、電力自由化による電力会社の変更等で概ね支出が減少している傾向にある。維持管理費についても業務の効率化等で減少傾向にある。なお、維持管理費の概ねの内訳については、前ページ資料3の維持管理費の欄に記載をしている。

○**委員長** 生涯学習課が所管する指定管理の施設について、一括して今説明してもらった。確認したいが、まずハーモニーホールについては、公募によらずに引き続き文化振興財団に再指定することとし、指定期間は5年間とすること。それから市民図書館については、公募を行い、指定期間は5年間とすること。それから体育文化センターほか体育施設については、公募によらず引き続き、中間市体育協会・ミズノグループに再指定することとし、指定期間は5年間ということではよいか。

○**生涯学習課** はい。

○**委員長** はい、ありがとうございます。ただ今の原課の説明に対して何か質問等があれば。

○**委員** ハーモニーホールの5番の収支の状況なのだが、指定管理料が上下しているがこれはどういうわけか。一定ではないのか。

○**生涯学習課** 年度協定ごとに、状況に応じて指定管理料は変動をさせている。

○**委員長** よろしいか。その他何か。

○**委員** まず図書館の件、私が元々いたので、その中でちょっと聞きたいところがある。今の中身の説明聞いたところだと、図書館の運営状況、利用者数とも、5年間で上がってきているが、今回図書館だけ公募するという話を聞いた。前回あったときには2社の公募で、今回また公募をやるということになると、当然何社くるかわからないが、今やっている図書のMARCにしても、そこ辺りの本についても、今独占的に図書館流通センターがやっている中で、本当に新しいところに交換できるのかというところも踏まえて、今回公募するのかを伺いたい。

○**生涯学習課** MARCについては、自分たちも認識不足であったが、別の指定管理業者がとった場合、そのMARCを利用して指定管理できるものと考えている。ただ、その辺の経費については、当然他社はMARC料を指定管理料に含めたところであげてくるのではないか。

○**委員** そのあたりは仕様書の中にうたえば当然できると思うのだが、ただ体育施設については、今の現状で継続していくという提案があったが、体育協会とミズノが共同でやるよりも



今回5年間やって一本化できるのが本来もっと経費を落とせる可能性はあるのではないかと。当然、この間プレゼンでやったときも、学校連携というところで、各学校にTOOL iを入れてもらっている。それらが入っている中で他の事業者がもし参入したときに、TRCはそこを下げない、もっと上げてくる可能性だってあるということも踏まえると、事前交渉をすることによって経費がもっと削減できないのか。ここで図書館だけ公募で、他の体育施設は今継続していくというのがどうなのか。

○生涯学習課 今、部長が仰るとおりとは考えたが、前回の指定管理の選定のときもそうだが、一応公募によるということが基本路線と捉えている。図書館についてはMARC等々の問題はありますが、公募によっても、他社でもできる施設かなというところの判断ではある。

○事務局 一応、公募が原則になってはいるのだが、次回委員の皆さま方に判断していただくために、今度全く別の会社が出た場合のMARCのイニシャルコスト、ランニングコスト等々の見積書を徴してもらいたい。うちの方から改めて原則公募と指導したところもあるのだが、どこの指定管理者も毎年毎年民間の場合は値上げを要求してくる。それももったものだが、うちの方としても5年間というのはある程度緊張感を持って、毎回毎回そういった審査、競争を経てするのだということを、業者に対しても示す意図もある。実際体育施設もいっそのこと公募してもいいのだが。私の方はこの体育協会を元々一本立ちさせるという目的だったのだが、現体制においては費用対効果、経済効果等々をみても、この今の体制がベストということで、生涯学習課とは打ち合わせをしてこのようになっている。次回そういった判断がよりしやすいような資料をもっと揃えて、委員の皆さま方には提案したいと考えているので、公募、非公募の是非とか、金額等々も含めて、より詳しい資料を提供したい。

○委員長 指定管理は原則本来公募なんですね。公募を行わない場合はちゃんとした理由があるということで、その場合はきちんと理由を具体的に書いてもらうというそういう形。だから図書館についても公募することによるメリットとデメリットが当然出てくると思うから、その辺を次回、委員の皆さま方に判断しやすいような材料を提供してもらえれば。それとやっぱり体育協会育成という、本来ここがあったのだが。しかし今回の理由を見てみると、他の自治体ではいろいろ体育協会の内部問題が発生したりどうもうまくいってないと。取り消し処分を受けたところもあることだし。こういうのを見るとやはり体育協会の育成という観点はちょっと困難であるという判断を今はしているということか。

○生涯学習課 そうです。

○委員長 実態を見ればそうかもしれない。いずれにしても次回さらに詳しく説明を求めていきたい。それでは他に何か。それでは生涯学習課の分をこれで終わる。

○委員長 それでは次に議題の2、今後の日程について事務局の方から説明を。

○事務局 今回は原課からの提案。次回の選定委員会は、募集要項の審査や審査方法の確認等を行ってもらうのと併せて、本日提案してもらった施設について公募の是非であったり、金額が適正かどうかなどをより踏み込んだところで審議していただき、次回決定してもらいたい。その後のスケジュールは、まず12月議会の上程というものを念頭に置いて、8月10日号の広報なかまと中間市ホームページにおいて公募をよびかけ、1か月間公募期間を設けた後に書類審査、プレゼンテーションを行い決定することとなっているので、スケジュールについては、この場で決めさせてもらいたいのだが、7月2日月曜日を予定させてもらいたい。2回目で公募・非公募、金額等々を決定していただき、3回目で書類審査、こちらの方

がだいたい9月の中旬頃になる。そして10月にプレゼンテーションを行い、11月に最終候補者の決定を行いたい。そして12月議会に上程、議決をいただいたら3月までの間に協定の締結、事務引継ぎを行うという大きな流れとなっている。

○委員長 それでは本日の議題はすべて終了したので、本日の選定委員会を終了する。